

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の6第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 政令第6条第6項に規定する建築物を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第24条中「及び水前寺江津湖公園」を「、水前寺江津湖公園及び白川公園」に改める。

第35条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に、「第34条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成29年政令第156号)の施行による都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)の一部改正に伴い、公園施設の建築面積の基準の特例等を定めるとともに、白川公園に指定管理者制度の導入をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。